

産業衛生 レポート

No.558

2026年3月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

「高齢者の労働災害防止のための指針」が公示されました

(令和8年2月10日 厚生労働省 高齢者の労働災害防止のための指針公示第1号)

令和7年5月14日に公布された「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」第2条による、改正後の労働安全衛生法 第62条の2第2項の規定に基づき、高齢者の労働災害防止のために必要な事項を定めた指針が公表されました。令和8年4月1日より適用されます。

これまでの「高齢者の安全確保のためのガイドライン（エイジフリーガイドライン）」が指針に格上げされるもので、指針適用にあわせて、当ガイドラインは廃止されます。

● 根拠条文 ※改正により新設

労働安全衛生法

(高齢者の労働災害防止のための措置)

第62条の2 事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 略

● 指針の概要（事業者が講ずべき措置）

- 1 安全衛生管理体制と情報の把握
 - ・経営トップによる方針表明と体制整備
 - ・高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメント実施
- 2 職場環境の改善
 - ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）
 - ・高齢者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況把握
 - ・健康状況の把握
 - ・体力の状況の把握（体力チェックなど）
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - ・個々の高齢者の健康や体力状況を踏まえた措置
 - ・高齢者の状況に応じた業務の提供
 - ・心身両面にわたる健康保持増進措置
- 5 安全衛生教育
 - ・高齢者、管理監督者等に対する教育

● 適用日 令和8年4月1日

詳細は以下をご確認ください。

■厚生労働省 HP [高齢者の労働災害防止のための指針](#) | 厚生労働省

■指針 [高齢者の労働災害防止のための指針.pdf](#)

■参考 [第 182 回安全衛生分科会資料 高齢者の労働災害防止のための指針について\(報告\).pdf](#)

「治療と就業の両立支援指針」が告示されました

(令和 8 年 2 月 10 日 厚生労働省告示第 28 号)

令和 7 年 6 月 11 日に公布された 労働施策総合推進法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 63 号) による、改正後の労働施策総合推進法 第 27 条の 3 第 2 項に基づき、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を促進するために必要な事項を定めた指針が告示されました。これまでの「治療と仕事の両立支援ガイドライン」が指針に格上げされるもので、令和 8 年 4 月 1 日から適用されます。

● 根拠条文 ※改正により新設

労働施策総合推進法

第 8 章 治療と就業の両立支援

第 27 条の 3 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によつて疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針 (治療と就業の両立支援指針) を定め、これを公表するものとする。

3、4 略

● 指針の概要 (事業者が講ずべき措置)

1 ~3 略

4 治療と就業の両立支援を行うための環境整備

- ・ 事業者による基本方針の表明等と労働者への周知
- ・ 研修等による意識啓発
- ・ 相談窓口等の明確化
- ・ 治療と就業の両立支援に関する制度、体制等の整備
- ・ 事業場内外の連携

5 治療と就業の両立支援の進め方

- ・ 労働者による申出、主治医から提供された情報の提出
- ・ 事業者による両立支援プランの作成
- ・ 職場復帰支援

● 適用日 令和 8 年 4 月 1 日

詳細は以下をご確認ください。

■告示(指針) [厚生労働省告示第 28 号 治療と就業の両立支援指針.pdf](#)

■治療と仕事の両立支援指針作成検討会資料 [「治療と就業の両立支援指針」の参考資料等について.pdf](#)

■参考 [治療と仕事の両立支援ナビ ポータルサイト](#)